

2021/10/19

辻恭子代理人 弁護士 谷 直樹 様
弁護士 岩永 隆之 様
西山キミエ成年後見人 安部 高樹 様
辻 竜也 様
西山 円・敬子 様

松山市 道後湯之町 西山 紀男・美年子

件名: 辻竜也宛の書面送付について、
辻竜也は、西山キミエの血族 2親等です。
辻竜也へは、関係者として送付しています。

辻恭子代理人 谷弁護士より 10月12日付、書面を受領しました。

2018年11月30日以来、西山キミエ 相続の準備を進めています。
紀男が西山留太郎(父)の相続事務処理をしました。
相続人の合意を得て、遺産分割協議書を作成します。
この手続きは、辻恭子は出来ません。

財産目録を作るにも辻恭子が西山キミエ母の資産資料を隠蔽しており、トラブル状態が続いています。
このトラブルは、水・電気問題などの小さなものから、大きく広がっています。
水・電気問題は、辻俊雄が名義変更をしなかった、という怠慢から西山家全体の騒動に発展しています。

2021年6月17日付、安部後見人の書簡を下記に引用。
「家庭裁判所がおかしいというような意見を当職に伝えるようなことがあれば、この結論(キミエからの了解をとっていた。)を見直さないわけではありません。」と書かれています。

上記文章中の、おかしいというような、伝えるようなこと…。の「ような」という曖昧な表現が理解できません。後見人は、「裁判で解決してくれ。」と言っていると解釈しました。
紀男は、訴訟する他ありません。

「義弟 辻俊雄の不始末(名義変更を怠った)のため裁判をする。」
あと2カ月で82歳になる夫にとって、こんなつまらないことで大事な時間とエネルギーを浪費する。夫は、「恭子と一度も喧嘩したことがない、6歳も離れているので妹として大事にしてきた。」と言っています。
裁判には時間がかかります。
当然、次の世代の辻竜也、西山円にも引き継がれます。

西山キミエの相続には、姻族の辻俊雄は介入出来ません。
辻恭子から辻竜也に引き継がれます。
辻恭子・俊雄が蒔いた種は竜也に降りかかってくる。
竜也は、「何も知らなかった。知らされなかった。」では済まされません。
キミエの血族 2親等である竜也には知らせるべきです。
竜也は知る権利があります。
竜也に知らせることが、何故、恭子のプライバシー、名誉の侵害に当たるのか？
説明責任があります。
人権擁護委員会や弁護士に相談してみましょう。
市役所に行くと、人権相談の窓口があります。

竜也には、人格、人権があります、一人の独立した人です。40歳は過ぎていらっしゃるでしょう。
恭子のものではありません。
いつまでも子離れ出来ていない母親を感じます。
母親の罪悪(隠蔽)を知って、戸惑う竜也君ではないと思います。
竜也君は自分なりの受け止め方をし、自分で判断できる大人です。

精神病記述の書面送付の件。

何故、隠すのですか？
何故、竜也君にきちんと説明出来ないのですか？
和子、紘二は、竜也の伯母、伯父で、血族3親等です。
隠したいのは、その人、その人の理由があるのでしょう。
二人の病気のため、嫌な思いをしたり、ご苦労があったことでしょう。

恭子は、現実をしっかりと受け止めることが出来ていない。
和子、紘二は恭子の姉と兄です。2親等です。
プライバシー、名誉の侵害、などと他人事のように。
精神病に対する無知、偏見、差別は、日本中に漂っていますが、恭子さんも少しは精神病のことを勉強していただきたく思います。

二人の長期入院(姉 和子 55 年、兄 紘二 47 年。二人とも閉鎖病棟でした。)は、すべての自由を奪われ、何の選択もできない人生でした。
家族が退院を拒否し、帰る場所がないという長期入院者へ向けての退院支援活動をする NPO 法人も出てきました。
紀男は、キミエ母から聞きました。「和子は父 留太郎からの暴力から身を守るために入院させ

た。」と。

父 留太郎は、昭和 54 年に逝去しました。

そのとき、キミエ母は、63 歳でした。お若くて、お元気でした。

広い家に一人住まいが続いていました。

そのとき、何故、和子を引き取らなかったのでしょうか。

通院治療でよかったはずです。

和子さんは、家政科被服専攻を出て、洋裁が好きで、得意でした。

昭和 42 年、美年子も長男を出産する前に、マタニティドレスを作っていただきました。

ご自分の好きな手仕事をしながら、ゆっくり自宅療養をしていたら、長期入院を防げた、と思います。

自宅に引き取れない人は、グループホームに入ったり、自分でアパートを借りて一人暮らしをしています。

2017 年 1 月、西山敬子の決断で、初めて道ノ尾病院に和子を、紅葉病院に紘二を訪ねました。

西山紀男、美年子、次男の家族(西山円、敬子、華世、知志)。

今まで、血族にも公開されなかった西山家の重いドアが、初めて開かれました。

お二人とも、キラキラ輝いて、美年子としっかりおしゃべりができました。

孫の華世と知志も何の偏見もなく、自然に受け入れることができました。

2018 年 12 月にも二人を訪問しました。

二人とも美年子と良く話をしました。

紘二さんとは、これが最後の面会となりました。

美年子は、担当の看護師に服薬の処方箋を請求しました。

紘二さんは 12 種類の多剤服用、誰も(家族)管理していないことが分かりました。

和子さんは 3 種類だけの投薬、抗精神薬だけで、持病がないことを確認しました。

2019 年 3 月、道ノ尾病院に和子さんを訪ねました。

声が小さいので、聞き取るのが大変だったけれども、美年子と対話ことができました。

和子さんがどうしてここ(閉鎖病棟)にいるのだろう、と思うくらい精神症状は安定して、穏やかでした。

2017 年、2018 年、2019 年、と3回続けて和子さんと会いました。

会話をしたら、なんでも良く分かっていて、話しが通じます。

会話の中には妄想などなく、病的なものは感じませんでした。

和子さんは寛解の時期に入っているのでは、と感じました。

翌 2020 年 11 月、担当のソーシャルワーカーから電話連絡があって、閉鎖病棟から普通病棟に

移転した、と知らされました。

和子の衣類が他の人と比べて貧しいので、普通の衣装にして欲しい、と看護婦長からソーシャルワーカーに申し出でがありました。

ソーシャルワーカーから紀男に電話がありました。

この時期は、和子さんの通帳は病院には無く、辻恭子の手元にありました。

2021年2月、和子さんに成年後見人 加藤 弁護士が選任されました。

美年子は和子さんの前に立つと、自然と頭が下がりは取り手を取ります。

よくも50年以上も、……胸が詰まる思いです。

過ぎてしまった年月は取り戻せません。

来年2月には81歳になる和子さんです。

残された日々を今よりゆっくり、楽に過ごしていただく方法がないでしょうか？

私が今できることは何か？ ソーシャルワーカーに次のことを提案しようと思っています。

- (1) 良い車椅子に買い替えて、ゆっくり座っている時間をつくる。
ベッドで寝ている時間を減らす。
- (2) 寝具を新しいのに全部取り換える。
冬用の軽くて暖かい寝具、パジャマを暖かくて可愛いものに、和子はピンクが好き、と言っています。
- (3) その他身の回りのものを新しく整える。

和子さんは、75歳以上の後期高齢者になったとき、キミエ母のように至れり尽くせりの介護が受けられる老人ホームに入ることが出来たのです。

和子の行く末を心配して、両親は「和子と紘二にはまとまったお金を置いている。」と美年子に言ったのでしょうか。

キミエ母は二人の病気のことをどう思っていたのでしょうか。

紀男と美年子には何も伝えず、隠すだけでした。偏見と差別が大きかったのでしょうか。

美年子に「二人にはまとまったお金を残している。」と言うだけでした。

そして、和子・紘二のものと分かっていながら、駐車場賃貸料を毎月引き出して使い果たしていました。

上記のように、和子さんのことを美年子が書かせていただきました。

このまま和子さんを闇に葬らせたくない。

親族(血族、姻族)の方々に和子さんの存在を知っていただき、和子さんに少しでも心を寄せていただきたい、と思ったからです。

西山昌子は発病しましたが、辻家には発病がなくて本当に良かったと思います。

竜也君に知らせたいのは、この病気は早期発見、早期治療が大切、なるべく早い段階で治療に入る。アメリカでの大きな研究で発表されました。(NHK 今日の健康より)

この病気は思春期に発病します。

30歳過ぎてからの精神症状は、統合失調症ではない、と断定しています。(笠医師)

抗精神薬も医療の進歩で目ざましく開発されています。

昌子も新薬が出たら、医師は直ぐに取り入れて下さいますが、もう良くなることはなく、一生背負う病気です。

昌子の発症時は、医師から「来るのが遅かった。もっと早く来ればよかった。」と言われました。当時は、キミエ母が隠していたことを恨んでいました。

おせっかいと思われるかも知れませんが、「二人のお子様を注意して、大事に育てて欲しい。」という思いから送らせていただいたのです。

紀男記始め。

谷弁護士からの書面に次の記載があります。

～ 特に**統合失調症などの**機微に触れる**情報**を含む書面の送付は恭子氏のプライバシー及び名誉を侵害するおそれのある行為であり行わないよう貴殿らに対し**要請**済みでした。**要請**を無視して繰り返しそのような内容を含む書面を竜也氏に送られていることに対して改めて本書面をもって**強く抗議**致します。～

この「統合失調症などの情報」は機微に触れるのでしょうか？ 名誉を侵害するのでしょうか？

また「要請」や「強く抗議」は、何の意味ですか？

和子と紘二は辻恭子の血族2親等です。自分の立ち位置が分っていますか？

以下に記すように、精神障害者は「障害者総合支援法」によって、基本的人権を享有する個人として尊重されるものである、と定義されています。

2013年4月1日施行の「**障害者総合支援法**」によって精神障害者支援の理念が確立されました。

- (1) すべての国民が、障害の有無にかかわらず、**等しく基本的人権を享有する**かけがえのない**個人として尊重されるもの**である。
- (2) 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会を実現する**。
- (3) 可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられること。
- (4) 社会参加の機会の確保。
- (5) どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と**共生することを妨げられないこと**。

(6) 社会的障壁の除去

この理念を実現するため、国、地方自治体を挙げて障害者支援活動が推進されています。

2020年、「統合失調症患者の家族の疾病理解、および偏見と批判的態度の関連」と題する調査報告書が、日本精神保健学会誌に発表されました。

検証の結果、次の問題が提起されています。

「家族の偏見が高いことと、批判的態度が高いことには関連が認められた。」

報告書は、「現状では、これまで以上に社会全体で統合失調症患者を支える取り組みが必要である。」と結んでいます。

また、障害者の雇用に関しては、障害者雇用促進法で次のように定められています。

従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。

厚生労働省は、障害者雇用のルールを定めてこれを事業者の方へ通達し、推進しています。

統合失調症患者への理解を深め、偏見と批判的態度を改め、共に暮らす社会を実現することが肝要と考えます。

辻恭子へ、統合失調症患者への偏見と批判的態度は直ちに改めなければなりません。

辻夫婦は西山キミエ母から大きな家屋をキミエ母の全額負担で建ててもらい、土地代は無償貸与、水・電気代はキミエ母の支払い。

そのうえ、認知症を発症したキミエ母を老人施設に入れ、その後、後見人が選任されるまでの間、家屋の修理代、自動車の購入費および辻家族が消費した水・電気代までキミエ母の口座から引落していました。

挙句の果てに、和子・紘二に毎月振込まれる駐車場賃料の横領がある。

キミエ母の預金口座の解約は、判明しているだけでも郵便貯金口座、不動産取引の預金口座がある。

西山和子の預金通帳は、「病院に預けた」と後見人に報告して隠蔽していた。

これらは、認知症の進んだ高齢者(キミエ母)と二人の精神障害者(和子姉、紘二兄)の弱者に付け込んだ悪事である。

これは、一般社会では犯罪に当たる。

私どもに対する罵詈雑言や上から目線の言動(キミエの法名を院号に改めよ、辻が喪主をやる、等々)、今回の「要請」や「強く抗議」は、西山紀男に対する反乱である。

何時からこうなったのか？

キミエ母は、辻恭子と同居しただけであって、家督を辻に譲った訳ではない。
辻恭子は、キミエの死後に相続権が発生するだけである。

西山家の祭祀法要は、父西山留太郎の死後、紀男が継承している。
1979年、父留太郎の葬儀を主宰、翌年 父留太郎の三回忌法要を主宰し親族 10 数名が会した。
続いて 2014年 西山家先祖累代の墓を改装、2015年 祖父庄三 55 回忌と父留太郎の 35 回忌
法要を主宰、2019年 弟 紘二の葬儀と 翌年 三回忌法要を主宰、と現在に至っている。

西山キミエの喪主をしたい、との西山家の弔事に対する辻恭子の介入は許さない。

辻恭子は隠蔽一覧に示したものを開示または返却すること。

2021年9月1日付、隠蔽一覧の事項：

1. 不動産取引等に使っていた十八銀行住吉支店の預金口座の通帳を開示
2. 解約した郵便貯金口座の通帳を開示
3. 駐車場賃貸料が振込まれている預金口座から横領した金額を返却
4. キミエの口座から費消された水道代、電気代、NHK 視聴料の返却
5. 家の修理代金、自動車購入代金の返却
6. キミエおよび和子が所有する土地の権利書の引き渡し

2021年9月30日付、隠蔽一覧に追加の事項：

「和子・紘二には別々にまとまったお金をとっている」(キミエ母)の通帳の開示

安部 成年後見人へ、

西山キミエ母は、世代交代をしないまま老人ホームに入居しました。
残されてあった重要書類、不動産取引契約書、預金・貯金通帳、などは辻恭子に取り置き、後見人へ引き渡さないでいるものがあります。これは、窃盗に当たります。

安部 成年後見人は、辻恭子が未だに隠蔽しているものを取得すべきである。

また、返却すべきものは返却を要請すべきである。

何故、辻恭子を追及して、後見人の職務を遂行しないのか？

後見人に説明責任を果たすよう求める。

紀男記終り。

以上、

添付：20211012_谷弁護士_ご通知_scan.pdf

添付：2021年10月1日_西山キミエ母の様子.pdf